

2. 申告についての注意事項

(1) 法人税又は所得税が課されない者が所有する資産

法人税又は所得税を課されない者が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来、減価償却が認められる資産であれば、課税の対象となります。

(2) 遊休・未稼働資産

現在稼働していないが有形固定資産として本来の機能を喪失していないもので、いつでも事業の用に供しうる状態にあるものは、償却資産に該当します。

(3) 簿外資産

帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に供することができるものは、償却資産に該当します。

(4) 償却済資産

すでに減価償却が終わって、残存価額のみが計上されている資産で事業の用に供しているものは償却資産に該当します。

(5) 建設仮勘定の資産

建設仮勘定で経理中の資産であっても、賦課期日現在にその一部が完成し事業の用に供しているものについては、その事業の用に供している部分が償却資産に該当します。

(6) 建物附属設備〔参考資料1〕

事業用の建物の附属設備について、固定資産税における家屋の評価に含まれないものは、償却資産に該当します。

(7) 家屋の附帯設備に係るみなし規定の取扱い

家屋の所有者以外の者が取り付け、かつ、付合により当該家屋の所有者が所有することとなった附帯設備については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産に限り、

- ①当該取り付けた者をもって当該附帯設備の所有者とみなし（＝「みなし所有」、
 - ②当該附帯設備のうち、家屋に属するものを償却資産とみなし（＝「みなし償却資産」、
- 固定資産税を課税することとなります。

(8) 少額償却資産

耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が所得の計算上損金又は必要な経費に算入されたもの、取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行ったものは、課税の対象にはなりません。

ただし、中小企業者を対象に設けられた租税特別措置法上の少額資産（取得価額が30万円未満）の一時損金算入特例の適用資産については、申告が必要となります。

(9) 評価に用いる減価率

償却資産の評価は、いわゆる定率法による減価率を用いることになっております。したがって、法人税又は所得税における減価償却とは必ずしも一致しません。定額法償却を採用している場合は定率法償却により換算してください。

(10) 残存価額に達した資産

減価償却が取得金額の95%以上に達した場合でも、現に事業の用に供している資産は取得価